

# 【旭川市】貨物自動車運送事業者支援金 よくある質問（Q&A）

令和4年10月7日更新

※本 Q&A では、「貨物自動車運送事業者支援金」を「支援金」といいます。

## 1 【制度概要について】

No.	質問	回答
1-①	支援金の概要を教えてください。	コロナ禍の長期化に加え、全国的な燃油価格高騰の影響を大きく受けている貨物自動車運送事業者の事業継続への一助とし、本市の経済を支えている物流体制の維持を図るため、貨物自動車運送事業者に対し支援金を給付するものです。
1-②	支援金の対象となる要件を教えてください。	次の（１）から（４）までの全てに該当する事業者が対象となります。 （１）旭川市内に本店又は営業所を有する、中小企業者（個人事業主含む。） ※中小企業者とは、資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人 （２）令和４年９月３０日以前から貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）で定める、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業のいずれかを営業しており、今後も事業継続の意思があること。 （３）対象車両を使用していること。 （４）申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が旭川市暴力団排除条例（平成２６年条例第１６号）第２条第１号及び第２号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第７条に規定する暴力団関係事業者にあたる者ではないこと。
1-③	「旭川市内に本店又は営業所を有する」の具体的な条件・定義を教えてください。	北海道運輸局から、旭川市内で貨物自動車運送事業を行う事業者であると許可・受理され営業を行っている状態をいいます。

No.	質問	回答																		
1-④	対象車両とは、どのような車両ですか。	<p>自動車検査証等において、次の全てに該当する車両をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 自動車登録番号標又は車両番号標</td> <td>緑ナンバー 又は 黒ナンバー</td> </tr> <tr> <td>(2) 自動車の種別</td> <td>普通、小型 及び 軽自動車</td> </tr> <tr> <td>(3) 用途</td> <td>貨物 又は 特種</td> </tr> <tr> <td>(4) 自家用・事業用の別</td> <td>事業用</td> </tr> <tr> <td>(5) 原動機の型式</td> <td>記載あり（原動機搭載）</td> </tr> <tr> <td>(6) 使用者の氏名又は名称</td> <td>申請者と同一</td> </tr> <tr> <td>(7) 使用の本拠の位置</td> <td>旭川市内</td> </tr> <tr> <td>(8) 有効期間の満了する日</td> <td>申請日時点で有効</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要件	(1) 自動車登録番号標又は車両番号標	緑ナンバー 又は 黒ナンバー	(2) 自動車の種別	普通、小型 及び 軽自動車	(3) 用途	貨物 又は 特種	(4) 自家用・事業用の別	事業用	(5) 原動機の型式	記載あり（原動機搭載）	(6) 使用者の氏名又は名称	申請者と同一	(7) 使用の本拠の位置	旭川市内	(8) 有効期間の満了する日	申請日時点で有効
項目	要件																			
(1) 自動車登録番号標又は車両番号標	緑ナンバー 又は 黒ナンバー																			
(2) 自動車の種別	普通、小型 及び 軽自動車																			
(3) 用途	貨物 又は 特種																			
(4) 自家用・事業用の別	事業用																			
(5) 原動機の型式	記載あり（原動機搭載）																			
(6) 使用者の氏名又は名称	申請者と同一																			
(7) 使用の本拠の位置	旭川市内																			
(8) 有効期間の満了する日	申請日時点で有効																			
1-⑤	対象車両の「使用の本拠の位置」とは、どの住所ですか。	自動車検査証等の「使用の本拠の位置」欄に記載の住所になります。																		
1-⑥	支援金の申請書はどこにありますか。	<p>申請書は市ホームページからダウンロードしていただくか、次の場所に書類を設置していますので、必要書類を添付の上、担当まで提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旭川市役所第三庁舎 玄関内（旭川市6条通10丁目）</li> <li>道の駅あさひかわ24時間トイレ側出入口（旭川市神楽4条6丁目）</li> </ul>																		
1-⑦	支援金の申請書は窓口で持参しても良いですか。また、窓口で相談できますか。	<p>感染拡大防止の観点から、申請は郵送を原則とします。</p> <p>お問い合わせ等につきましては、原則お電話にてお願いしますが、ご不明な場合は窓口でもご相談をお受けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当：旭川市 経済部 経済交流課 支援金担当</li> <li>住所：旭川市神楽4条6丁目1-12 道の駅あさひかわ2階</li> <li>電話：0166-73-9850（平日 8時45分～17時15分）</li> </ul>																		
1-⑧	令和4年10月3日に北海道運輸局から貨物自動車運送事業の許可を得て、旭川市内で営業していますが、対象になりますか。	令和4年9月30日以前から貨物自動車運送事業法で定める貨物自動車運送事業の営業をしていることが要件になりますので、対象になりません。																		

No.	質問	回答
1-⑨	<p>本店は旭川市内ですが、使用する貨物自動車の使用の本拠の位置は旭川市外です。この場合、対象になりますか。</p>	<p>対象車両は、使用の本拠の位置が旭川市内であることが要件になりますので、対象になりません。</p>
1-⑩	<p>本店は旭川市外ですが、使用する貨物自動車の使用の本拠の位置は旭川市内です。この場合、対象になりますか。</p>	<p>本店が旭川市外であっても、北海道運輸局から、旭川市内で貨物自動車運送事業を行う事業者であると許可・受理され営業を行っており、使用する貨物自動車の使用の本拠の位置が旭川市内の場合は対象になります。</p> <p>ただし、他の要件で、対象にならない場合もありますので、必ず他の要件も満たしているか確認をお願いします。</p>
1-⑪	<p>個人事業主で自宅及び使用する貨物自動車の使用の本拠の位置は旭川市外ですが、運送業の仕事はほぼ旭川市内で行っています。この場合、対象になりますか。</p>	<p>事業者としては、北海道運輸局から、旭川市内で貨物自動車運送事業を行う事業者であると許可・受理され営業を行っていること、対象車両としては、使用の本拠の位置が旭川市内であることが要件となり、対象になりません。</p>

## 2【申請手続・支払関係について】

No.	質問	回答
2-①	支援金の申請には、どのような書類が必要ですか。	次の（１）から（４）までの書類が必要です。 （１）申請書（様式第１号） （２）対象車両全ての自動車検査証（１枚目）の写し ※車両番号の昇順に並べて提出してください。 （３）申請者名義の振込先口座の通帳の写し ※金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるもの。 ※紙媒体の通帳がない場合は、WEB通帳の画面の写しなど口座情報が分かるもの。 （４）（個人事業主のみ）本人確認書類の写し
2-②	オンラインでの申請は可能ですか。	オンラインでの申請は対応しておりません。紙媒体での郵送による受付になります。
2-③	車検中で自動車検査証が手元にない対象車両があります。複数に分けて申請してよいでしょうか。	1 事業者一度のみの申請となりますので、複数に分けての申請は受付できません。 対象車両の確認で、自動車検査証の写しは必要となりますので、自動車検査証がそろい次第、申請をお願いします。 なお、車検で受付期間中に自動車検査証がそろわない場合は、事前に担当までご連絡ください。
2-④	受付期間中に使用する貨物自動車の入替があります。入替前後で複数に分けて申請してよいでしょうか。	1 事業者一度のみの申請となりますので、複数に分けての申請は受付できません。 なお、使用する貨物自動車を入れ替えする場合は、同じ車両と見なしますので、重複して支援金を給付することはできません。
2-⑤	支援金を申請し、給付を受けましたが、その後、新たに貨物自動車を登録しました。再度申請することはできますか。	1 事業者一度のみの申請となりますので、複数に分けての申請は受付できません。
2-⑥	法人で、本店所在地・代表者が変更になりましたが、北海道運輸局への変更の届出はまだ行っていません。支援金の申請はしてもよいでしょうか。	まず、北海道運輸局へ変更の届出を速やかに行ってください。その後で、支援金の申請をお願いします。 なお、実際に変更の届出が提出されたかについて、支援金の申請後に、北海道運輸局に確認いたしますので、ご容赦願います。

No.	質問	回答
2-⑦	支援金は、申請から何日くらいで振り込まれますか。	支援金は、申請書受付後、おおむね2週間程度で申請書に記入いただいた振込先口座へお振り込みします。 ただし、申請書類の不足や不備があった場合は、支援金の給付までに2週間以上の期間を要することがありますので、ご容赦願います。
2-⑧	振込先を当座預金としたいのですが、通帳がないので何を提出すれば良いのでしょうか。	当座預金の取引明細書（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人の分かるもの。）の写し等をご提出ください（預金取引の内容は塗りつぶして構いません。）。
2-⑨	振込先をネットバンキングにしたいのですが、通帳がないので何を提出すればよいのでしょうか。	金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人の分かるWEB通帳の画面の写しなど口座情報の分かるものをご提出ください。
2-⑩	振込先の口座に制限はありますか。	<u>振込先については、申請者本人名義の口座である必要があります。</u> 法人で申請される場合、振込先口座の名義は申請者と同一である必要があるため、法人名義の預金口座がない場合は開設した後、申請してください。 個人事業主の場合、例えば申請者の配偶者の口座等、申請者本人以外のものを設定することはできません。